

管理運営方針

1. 邸園の一体的な管理・運営

国が邸宅及び庭園等の中核的な区域を整備し、大磯町が特別緑地保全地区及びその周辺の区域における緑地等を保全・整備することから、国と大磯町が適切な役割分担のもとで緊密に連携し、一体的な維持管理及び運営を行うことで、湘南の邸園文化を象徴する歴史的遺産を後世に伝えていきます。

2. 関連する歴史文化資産等との連携

国立公文書館等の立憲政治の確立等に関する国の関連施設や大磯町郷土資料館、神奈川県立博物館等の地方公共団体等の歴史文化施設と連携し、本邸園に関連する歴史的資料の収集・アーカイブ化や企画展示等を行います。

また、神奈川県立大磯城山公園旧吉田茂邸等の湘南邸園文化に関する地域の観光資源、相模湾一帯の太平洋岸自転車道等との連携を図るなど、国、神奈川県、大磯町が連携し、広域的な周遊観光ネットワークの形成を目指します。



神奈川県立大磯城山公園旧吉田茂邸
写真：大磯町提供

3. 関係機関や地域活動団体等との公民連携

湘南邸園文化祭や地域観光イベント等の関係団体、ガイドボランティア等の地域活動団体、教育機関等の多様な主体の参加と連携により、歴史的遺産の中で楽しみながら、歴史学習や邸園文化を体験できる交流イベント等を行うことで、邸園文化の発信と新たな文化の担い手の育成を目指します。

また、風致の保全に向けて、地域活動団体等との協働による松林の保全・再生に取り組むとともに、民間活力の導入等による憩いと交流の拠点としての機能の充実を目指します。



邸園を活かした文化活動の例
(神奈川県葉山町葉山しおさい公園)
写真：神奈川県提供

「邸園」について

「邸園」とは、神奈川県が推進している「邸園文化圏再生構想」に由来しています。この構想は、相模湾沿岸地域一帯の歴史的遺産である邸宅や庭園等を公民連携により、新たな文化発信の場として、また、地域住民と来訪者による多彩な交流の場として、保全・活用し、地域の活性化につなげるものであり、邸宅と庭園をあわせて「邸園」と称しています。具体的な取組として、相模湾沿岸地域一帯の14市町で公民連携による「湘南邸園文化祭^{*}」が毎年開催されており、邸園等の保全の機運醸成が図られています。

明治記念大磯邸園の邸宅と周辺の緑地は、代表的な「邸園」の一つです。

^{しょうなん}※「湘南」という呼称の発祥には、諸説があり、その一つとして、大磯町に俳諧道場として建てられた鳴立庵にある標石に由来するといわれています。「湘南」の呼称は、保養地・別荘地の発展とともに相模湾沿岸地域一帯で使用されるようになりました。



邸園分布図
出典：神奈川県「邸園文化圏再生構想」

明治記念大磯邸園に関する最新情報

国営昭和記念公園事務所ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/>)の  明治記念大磯邸園 パナーをクリックしてご覧ください。

国土交通省 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所 大磯分室
〒254-0035 神奈川県平塚市宮の前1-13 電話：0463-79-8700

明治記念大磯邸園 基本計画【概要版】



陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸

平成31年 4月
国土交通省関東地方整備局
神奈川県
大磯町

平成30年(2018)は、明治元年(1868)から起算して満150年に当たることから、「明治150年」関連施策の一環として、我が国の近代化の歩みとして重要な取組である立憲政治の確立等の意義や歴史を後世に伝えていくため、国は、地方公共団体との連携のもと、「明治記念大磯邸園」を設置することが、平成29年(2017)11月21日に閣議決定されました。

この閣議決定を踏まえ、国土交通省は、^{いとうひろぶみ}神奈川県及び大磯町と連携し、旧伊藤博文邸(滄浪閣)を中心とする建物群及び緑地を「明治記念大磯邸園」として整備等を行い、立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の一体的な保存・活用を図ることとしました。

本計画は、「明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会」報告書(平成29年(2017)6月)及び閣議決定を踏まえ、明治記念大磯邸園に関する基本的事項をとりまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営における基本的な方針となるものです。

なお、本計画は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「明治記念大磯邸園基本計画に関する検討委員会」による検討を経て策定しました。

基本理念

明治150年を迎え、国は、地方公共団体等と連携し、我が国の近代化の歩みを次世代に遺すため、「明治150年」関連施策を推進することとした。

明治記念大磯邸園は、この施策の一環として、多様な主体が連携し、明治期の立憲政治の確立等に貢献した人物の邸宅や周辺の緑地等が集中する希有な場を、積層する歴史を今日に伝える佇まい(風致)として一体的に保存・活用し、立憲政治の確立等に関する歴史やその意義を後世に伝えるとともに、湘南の邸園文化の象徴として、文化の発信や、憩いと交流の拠点となる場を創出するものとする。

立憲政治の確立等に貢献した人物と現存する邸宅等

きゅうそうろうかく (いとうひろぶみていあつと・きゅうりおうけつてい)

旧滄浪閣 (伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)



伊藤博文
(国立国会図書館所蔵)

旧滄浪閣 (1992年頃)
(大磯町提供)

伊藤博文邸は、滄浪閣と呼ばれ、初代内閣総理大臣である伊藤博文が明治29年(1896)に建てた別邸を翌年(1897)本邸としたものです。伊藤の没後は李王家に譲渡され、使用されていましたが、関東大震災により倒壊し、建て直されました。第二次世界大戦後、民間企業により増改築がなされていますが、今日、李王家別邸の姿が残されています。
(※本計画では「旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)」と表記)

きゅうおおくましのぶみていあつと・きゅうふるかむみてい

旧大隈重信別邸・旧古河別邸



大隈重信
(国立国会図書館所蔵)

旧大隈別邸の芝庭と現邸宅

旧大隈別邸は、大隈重信が明治30年(1897)に大磯に購入した邸宅です。一部増改築がなされているものの、ほぼ往時の姿を留めています。古河市兵衛(古河財閥創業者)に売却され、その後は、古河別邸や民間企業の迎賓施設として、維持管理が続けられてきました。
(※本計画では「旧大隈重信別邸・旧古河別邸」と表記)

むつねみづみていあつと・きゅうふるかむみてい

陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸



陸奥宗光
(国立国会図書館所蔵)

陸奥別邸跡の庭園と現邸宅

陸奥別邸は、陸奥宗光が明治27年(1894)12月に、病氣療養のため大磯に建築したものでした。陸奥の没後、次男(潤吉)の養子先である古河家の別邸となりましたが、関東大震災で一部倒壊し、原型の一部を残すように改築されたと言われています。その後は、民間企業の迎賓施設となり、維持管理が続けられてきました。
(※本計画では「陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸」と表記)

さいおんじきんもちづつていあつと・きゅういけだしげあきてい

西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸



西園寺公望
(国立国会図書館所蔵)

池田氏大磯別邸 庭園側
出典：中修建築事務所
『曾爾達藏・中修精一郎
建築事務所作品集』
池田氏大磯別邸、1939

西園寺公望は、伊藤博文の紹介で、明治32年(1899)に大磯に別邸を所有しました。滄浪閣の隣に位置することから「隣荘」と名づけられたと言われています。現在は、別邸を譲り受けた池田成彬(大蔵大臣経験者)により昭和7年(1932)に建築された洋館及び車庫が、ほぼ往時のまま残されています。
(※本計画では「西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸」と表記)

空間構成計画

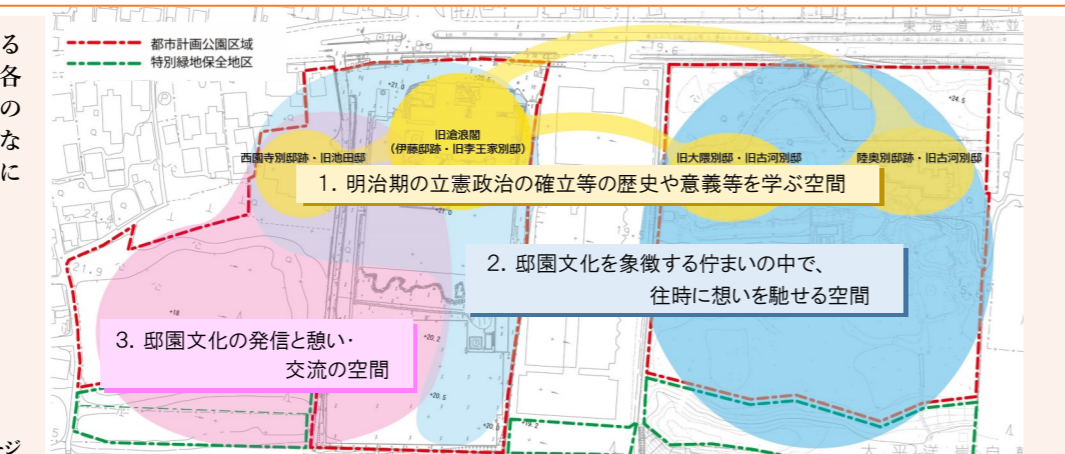
邸宅及び庭園の立地、積層する歴史、現状等の特徴を踏まえ、各空間の中心的な役割を担う邸宅の区域を設定し、これら区域が重なり合いながら、各邸宅等が相互に連携する空間構成とします。



▲ エントランス・ガイダンス空間のイメージ



▲ 憩い・交流の空間イメージ



▲ 旧滄浪閣の庭園のイメージ



▲ 旧大隈別邸から眺める庭園のイメージ



▲ 陸奥別邸跡から眺める庭園のイメージ

基本方針

1. 明治期の立憲政治の確立等の歴史や意義を伝える
2. 湘南の邸園文化を象徴する佇まい(風致)を保全する
3. 歴史的遺産を活用した文化の発信、憩いと交流の拠点を創出する

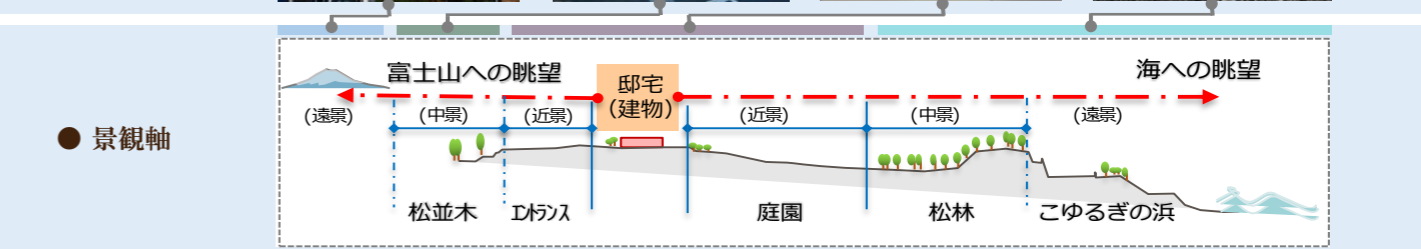
風致保全計画

湘南の邸園文化を象徴する歴史的遺産として、本邸園の風致の保全を図るため、重視する構成要素と景観軸を設定し、以下の取組を行います。

- 本邸園内の近景である邸宅や庭園の修復、中景である松林の保全を行います。旧滄浪閣の区域等の歴史的景観が失われた空間については、庭園や松林の再生を行います。
- 各邸宅の特徴を踏まえて視点場と景観軸を設定し、こゆるぎの浜から相模湾への眺望、富士山への眺望を確保します。
- 本邸園のエントランス等の東海道(国道1号)に面する空間においては、松並木等の歴史的景観との調和を図ります。



● 重視する構成要素



● 景観軸

邸宅及び庭園の保存・修復等の考え方

- 積層する歴史を踏まえ、現存する邸宅及び庭園が有している歴史的・文化的価値を保存し、後世に継承するための整備を行います。
- 各邸宅及び庭園の保存・修復等の目安とする時代を設定し、歴史的資料等を踏まえ、復原の可能性も含む調査・検討を行った上で、邸宅及び庭園の修復を行います。その際、可能な限り現在使われている部材等の活用に努めます。
- 各邸宅及び庭園の活用にあたっては、その歴史的・文化的価値を尊重しつつ、本邸園の基本理念及び基本方針の実現に必要な機能の確保、来場者の安全確保等に必要の整備を行います。
- 邸宅以外の用途で増改築された既存の施設等は、風致の保全及び公園利用の観点から、必要に応じて改修・解体等を行います。

空間整備基本計画図

